

訪問看護

重要事項説明書

(介護保険・介護予防)

阿倍野区医師会訪問看護ステーション
大阪市阿倍野区阿倍野筋5-8-26
電話06-6624-5972
FAX06-6624-0890

重要事項説明書（介護保険・介護予防）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人大阪市阿倍野区医師会
代表者氏名	代表理事 武田 正
所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋5-8-26
法人設立年月日	一般法人 平成24年4月1日（社団法人阿倍野区医師会から移行）

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	阿倍野区医師会訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	第2762390025
管理者	近藤 智紀
所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋5-8-26
電話番号	(06) 6624-5972
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市阿倍野区、他近隣地域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定介護保険訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を行う事を目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養目標を設定し、計画的に行う。3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。4. 事業に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。5. 指定介護保険訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ情報の提供を行う。6. 前5項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚労省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

事業所窓口及び営業日及び営業時間		サービス提供可能な時間帯	
営業日	月曜日～金曜日	サービス提供日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00	サービス提供時間	9:00～17:00

- ※1. 休日：土日、祝日、お盆期間、年末年始など
 ※2. 警報発令時には臨時に休業する場合があります。

(4) 事業所の職員体制

管理者	(看護師) 近藤 智紀
-----	-------------

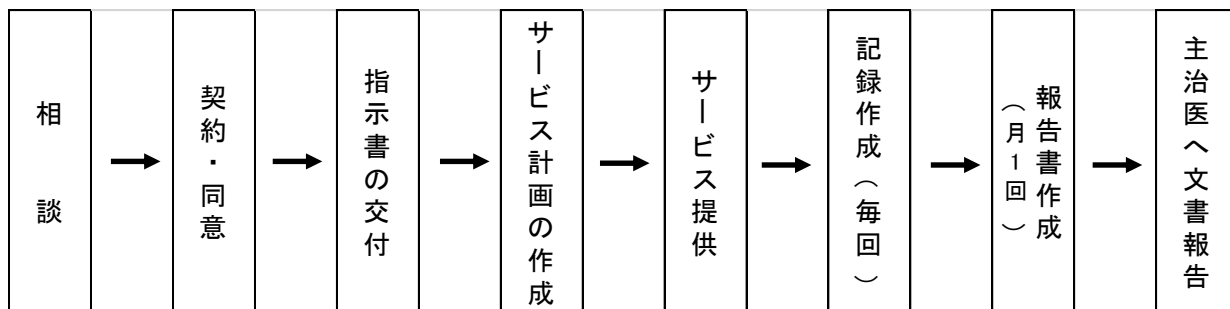
職	職務内容	人員数
管理者 (近藤智紀)	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5名以上 非常勤 3名以上
看護職員	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 5名以上 非常勤 3名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 病状・障害の観察と看護 ② 療養生活の指導 ③ 療養生活のお世話 ④ 服薬管理 ⑤ 排泄の管理 ⑥ 介護方法の指導 ⑦ 医療機器・カテーテル類の管理 ⑧ 床ずれ創傷の予防と管理 ⑨ その他医師の指示による診療の補助業務 ⑩ 社会資源の活用相談 ⑪ ターミナル期のケア ⑫ 緊急時の訪問看護（事前に契約が必要） 等

4 サービスの提供について

(1) サービスの進め方は、以下の図のような順序で行われます。



(2) 医師の指示書交付をもって、訪問看護サービスの開始となります。

(3) サービスの提供に先だって、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。保険証に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせ下さい。

(4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(5) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

看 護 師 の 禁 止 行 為	①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ③利用者の同居家族に対するサービス提供 ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） ⑥利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
--------------------------------------	---

5 提供するサービス区分と利用料金について

(1) 提供するサービスの区分と利用料金(利用者負担分：1割負担の場合)

【介護保険】令和6年6月 介護報酬改定分 *1単位あたり11.12円(大阪市)

【看護師】

サービス提供区分	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
昼間(9時～17時)				
20分未満	3,491円	350円	699円	1,048円
30分未満	5,357円	524円	1,048円	1,572円
30分以上1時間未満	9,151円	916円	1,831円	2,746円
1時間以上1時間30分未満	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)25%加算				
20分未満	4,370円	437円	874円	1,311円
30分未満	6,549円	655円	1,310円	1,965円
30分以上1時間未満	11,442円	1,145円	2,289円	3,433円
1時間以上1時間30分未満	15,679円	1,568円	3,136円	4,704円
深夜(22時～6時)50%加算				
20分未満	5,237円	524円	1,048円	1,572円
30分未満	7,861円	787円	1,573円	2,359円
30分以上1時間未満	13,733円	1,374円	2,747円	4,120円
1時間以上1時間30分未満	18,815円	1,882円	3,763円	5,645円

【理学療法士】

	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
1日2回までの場合40分	3,269円	327円	654円	981円
1日に2回を超えて行う場合60分	2,946円	295円	590円	884円

【介護予防】

【看護師】

サービス提供区分	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
昼間（9時～17時）				
20分未満	3,369円	337円	674円	1,011円
30分未満	5,015円	502円	1,003円	1,505円
30分以上1時間未満	8,829円	883円	1,766円	2,649円
1時間以上1時間30分未満	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算				
20分未満	4,214円	422円	843円	1,265円
30分未満	6,271円	628円	1,255円	1,882円
30分以上1時間未満	11,042円	1,105円	2,209円	3,313円
1時間以上1時間30分未満	15,156円	1,516円	3,032円	4,547円
深夜（22時～6時）50%加算				
20分未満	5,059円	506円	1,012円	1,518円
30分未満	7,528円	753円	1,506円	2,259円
30分以上1時間未満	13,243円	1,325円	2,649円	3,973円
1時間以上1時間30分未満	18,181円	1,819円	3,637円	5,455円

【理学療法士】

	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
1日2回までの場合40分	3,158円	316円	632円	948円
1日に2回を超えて行う場合60分	1,979円	198円	396円	594円

《看護師の訪問利用例》

- ◆20分未満の訪問看護・介護予防訪問看護は、訪問看護Ⅰ1～Ⅰ4、介護予防訪問看護Ⅰ1～Ⅰ4の利用を週1回以上定期的に利用する場合に、短時間の処置（吸引等）を対象としてご利用いただく事ができます。
- ◆当事業所は、サービス体制強化加算対象施設となりますので、訪問サービス1回ごとにサービス体制強化加算が加算されます。（6単位：利用者負担金7円）
- ◆介護保険が原則優先となります。
- ◆急性増悪により主治医が頻回の訪問看護を必要と認めた場合、特別指示書の発行をもって医療保険に移行する事ができます。（14日間）

【加算】

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算Ⅱ (574単位)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
ターミナルケア加算 (2500単位)	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	死亡月に1回
初回加算Ⅰ (350単位)	3,892円	390円	779円	1,168円	退院日
初回加算Ⅱ (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	退院日以外
退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	6,116円	612円	1,224円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	223円	445円	668円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位) (402単位)	2,824円	283円	565円	848円	1回につき(30分未満)
	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	1回につき
理学療法士が提供する 介護予防訪問看護が12月 を超え専門管理加算 を算定している場合の 減算	-55円	-6円	-11円	-17円	1回につき
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)(6単位)	66円	7円	14円	20円	1回につき

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流^{かんりゅう}指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナル加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合も含む）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次の通りです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（綿常条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、救脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後発性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の意思が一時的に頻回の訪問が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者にかかわる計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※複数名訪問看護加算は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等により訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※主治医の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示に日から 14 日間に限って介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

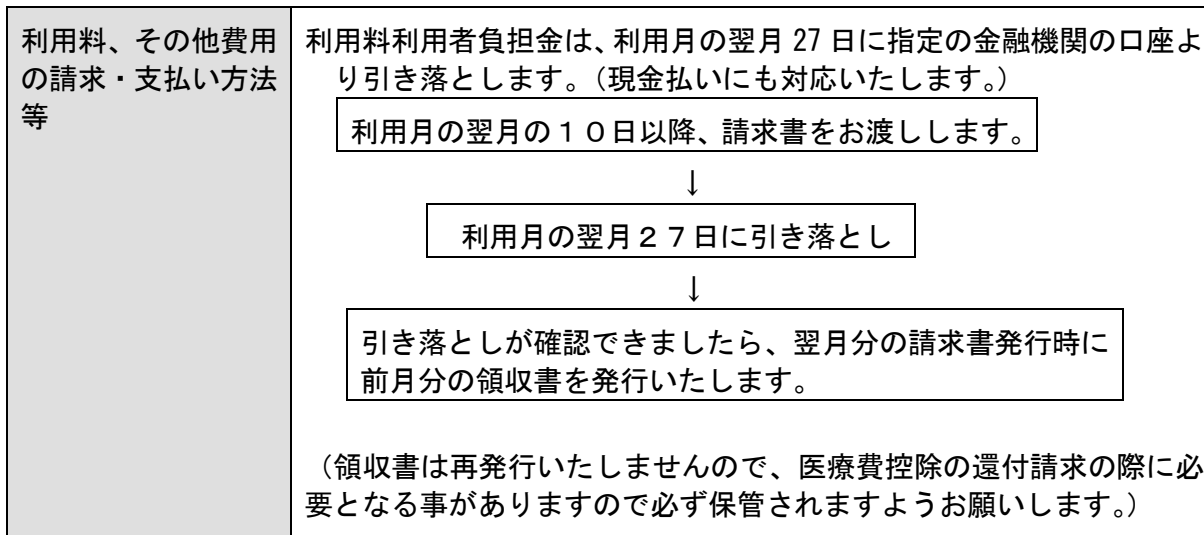
(3) 算定に係わる留意事項

- ① サービス提供時間数は、居宅計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数によるものとします。なお、サービス提供時間数が大幅に変更となる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ② 事業者が法定代理受領を行わない場合に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。
この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ③ これら金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額であり、これが変更になった時には、変更後の金額が適応されます。

6 その他の費用について

1	保険適応外 利用時間の超過	訪問時間が1時間半を越えた場合 基本料金に加算	2,500 円/30 分
2	おむつ、ガーゼ等		実費
3	永眠時のケア料		20,000 円
4	コピー代	白黒（20 円）、カラー（100 円）	
5	証明書等発行手数料		1,500 円/部
6	交通費	タクシー等を利用した場合	実費
7	駐輪場料金		実費
8	キャンセル料	<p>ご利用者様の都合でサービスをキャンセルする場合、サービス料の前日の午後 5 時までにご連絡を頂いた場合にはキャンセル料は発生しません。</p> <p>前日の午後 5 時以降のご連絡の場合、利用料金の 50% を頂きます</p> <p>但し、緊急入院等、身体の悪化などやむを得ない場合、キャンセル料は請求致しません。ご利用者負担金が全額公費の方においても、公費対象となるご利用者負担金と同額のキャンセル料を申し受けることとなります</p>	
9	その他	<p>病院・薬局等へ出向き、点滴や薬剤等の受取をした場合や急搬送時に救急車へ同席した場合等、居宅以外の場所でのサービス提供につきましても上記 1、2 のいずれかの訪問看護料が発生します</p>	

7 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について



※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービス提供を行う訪問看護職員

① 担当の職員

サービスを提供する主な看護職員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員が交代してサービス提供を行います。訪問開始時間について、他の利用者や交通の関係上、15 分程度の前後がありますことをご了承ください。15 分以上の時間変更については、担当職員より連絡させていただきます。

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

② 担当職員の変更

◆利用者からの交代の申出

選任された看護職員の交代を希望される場合には、当該看護職員が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して看護職員の交代を申し出る事ができます。その場合、訪問看護サービスの目的に反する等、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申出に応じます。

◆事業所からの担当職員交代の申出

当事業所の都合により、担当職員を交代する事があります、その場合には、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分拝領し、事前に利用者の了解を得ます。

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

③理学療法士による訪問看護は、その訪問が、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問させるものである。

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえで速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき主治の医師の指示に並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成いたします。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行いません。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 近藤 智紀
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1 2 緊急時の対応方法について

(1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 緊急時訪問看護加算ご契約の方については、別途お渡しする緊急連絡先にご連絡をいただけましたら、看護師が24時間体制で電話対応を行います。

(3) 緊急時の救急車の同乗他

介護保険に関わる訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。この為、利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外のサービス（自費訪問看護）となりますことをご了承ください。

別途、時間単価による自費、搬送先病院からの看護師交通費など請求させていただく場合があります。

【利用者・ご家族記入】

主治医 情報	主治医名		医療機関名
	連絡先	()	住所
受入れ 病院	医療機関 名称		住所 連絡先 ()
家 族	①氏名	②氏名	
	住所	住所	
	連絡先 ()	連絡先 ()	
	携 帯	— —	携 帯 — —

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

①事故の連絡、報告基準

報告すべき基準

- 1、サービス提供に伴い発生した障害または死亡等の事故
- 2、サービス提供に伴い発生した損害賠償事故
- 3、食中毒及び感染症等で法令により、保健所等へ報告が義務付けられている事由の事故
- 4、その他必要と認められるもの 事例：看護・介護等による虐待、行方不明等

②報告先

利用者に該当する保険者と大阪府国民健康保険連合介護保険課に連絡します。

④ 加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

1 4 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 6 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します
- (2) 感染症及び災害時に係る研修を定期的（年1回以上）に行います

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を設置します
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を作成します
- (3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を実施します
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月				円	円
火					
水					
木				円	円
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	実費
③ キャンセル料	重要事項説明書6-9の記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は、訪問看護に対する利用者の要望、苦情等に対し誠意をもって適切に対応致します。

【事業者の窓口】 阿倍野区医師会訪問看護ステーション 管理者 近藤 智紀	所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26 電話番号 06-6624-5972 ファックス番号 06-6624-0890 受付時間 月～土9時～17時
【市町村（保険者）の窓口】 大阪市阿倍野区役所介護保険課	所在地 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番1号 電話番号 06-6622-9859 受付時間 平日9時～17時
【市役所（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号：06-6241-6310 FX:06-6241-6608 受付時間：9時～17時（土日休み）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 平日9時～17時

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所	事業所名	阿倍野区医師会訪問看護ステーション
	所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26号
	管理者	近藤 智紀
	説明者	近藤 智紀

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

上記署名は、_____（ ） が代行しました。

緊急時訪問看護同意書

阿倍野区医師会訪問看護ステーション

管理者：近藤 智紀 殿

私は、看護師による緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護の説明を受け、このサービスを利用することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

家族 氏名 _____

(利用者との関係) _____

(代筆) 氏名 _____

(理由)